

稚内市まちなか居住情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、稚内市まちなか居住推進計画に基づき、まちなか居住の推進及び支援を図るため、稚内市まちなか居住情報バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 稚内市まちなか居住情報バンク まちなか居住推進区域及びまちなか居住支援区域内に現存する物件等に関する情報を登録し、情報利用者に対して情報を提供する制度をいう。
- (2) まちなか居住推進区域 稚内市まちなか居住推進計画による中央1丁目から中央5丁目までの一部の区域をいう。
- (3) まちなか居住支援区域 稚内市まちなか居住推進計画による港1丁目から港2丁目までの一部、宝来1丁目から宝来5丁目までの区域及び開運町の一部の区域をいう。
- (4) 物件等 空き家及び空き地をいう。
- (5) 空き家 現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）まちなか居住推進区域及びまちなか居住支援区域における一戸建住宅、アパート、共同住宅及び店舗、事務所等と併用する住宅をいう。
- (6) 空き地 まちなか居住推進区域及びまちなか居住支援区域に存する建物が建築されていない宅地をいう。
- (7) 所有者 物件等の所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。
- (8) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。
- (9) 物件等登録者 第4第2項の規定により登録されたものをいう。
- (10) 情報利用者 物件等を利用し、又は活用することを目的として、情報バンクからの物件等の情報の提供を希望する者をいう。

(運用上の注意)

第3 この要綱は、稚内市まちなか居住情報バンク以外による物件等の取引を妨げる

ものではない。

(物件等の登録申請等)

第4 物件等の登録をしようとする所有者は、別記第1号様式の稚内市まちなか居住情報バンク登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

この場合において、所有者が不動産業者に管理又は仲介を委任しているときは、所有者及び当該不動産業者との連名により提出しなければならない。

(1) 別記第2号様式の同意書

(2) 申請に係る物件等の登記簿謄本の写し又は課税証明書

(3) 不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容等を確認するとともに登録の可否を決定し、当該申請者に別記第3号様式の稚内市まちなか居住情報バンク登録決定通知書を前項の者に送付するとともに、稚内市まちなか居住情報バンクに登録するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第5 物件等登録者は、稚内市まちなか居住情報バンクに登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に対し、別記第4号様式の稚内市まちなか居住情報バンク変更届出書により届け出なければならない。

(登録情報の抹消)

第6 市長は、物件等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を抹消するものとする。

(1) 物件等登録者と利用希望者との間で売買契約又は賃貸契約が締結されたとき。

(2) 別記第5号様式の物件等登録取下届出書の提出があったとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(情報の提供等)

第7 稚内市まちなか居住情報バンクに関する情報の提供は、稚内市まちなか居住ポータルサイトのホームページにおいて行うものとする。

2 市長は、物件等登録者と情報利用者との間で行う物件等の購入、賃貸借に関する交渉及び契約について、稚内市まちなか居住情報バンクに関する情報の提供を除き、一切これに関与しないものとする。

(公開情報の内容)

第8 公開する情報は、別記第1号様式の稚内市まちなか居住情報バンク登録申請書の記載内容とし、物件等に関する問い合わせについては、所有者又は所有者に委任された不動産業者が対応するものとする。

(情報の確認)

第9 市長は、公開情報が常に最新のものとなるように、物件等登録者に状況の確認をするものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 物件等登録者は、稚内市まちなか居住情報バンクにおける個人情報の取扱いに関して、適正な措置を講じなければならない。稚内市まちなか居住情報バンクにおける登録が抹消された後においても、同様とする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。